

坂教生第 350 号  
令和 3 年 8 月 24 日

単位スポーツ少年団代表者 各位

坂井市教育委員会 教育長 川元利夫 (公印略)  
坂井市スポーツ少年団 本部長 長船信弘 (公印略)

### 福井県緊急事態宣言期間延長下での活動について

このたび、県は県内の感染状況を踏まえ、「福井県緊急事態宣言」の期間を 9 月 12 日まで延長しました。

ただし、スポーツ少年団活動については、今後の感染者の発生状況に応じ、工夫をしながら、可能な限りのスポーツ活動を実施し、団員の健やかな成長を促すようご配慮願います。

つきましては、下記のとおり対応することとしましたので、適切にお取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、今後、感染の状況等を踏まえて対応を見直す場合には、あらためて通知いたします。

### 記

1 期間 8 月 25 日(水)～9 月 12 日(日)まで (以下、期間中という。)

### 2 対応の内容

- ①通常の活動(練習)可
- ②地区(坂井市・あわら市)内との練習試合・合同練習可
- ③期間中での公式戦は次の条件を満たした場合のみ可
  - ・あらかじめ下記のスポーツ少年団事務局(スポーツ協会内)にご連絡の上、大会内容(要項)について説明のこと。
  - ・団員の参加については本人と保護者の判断を尊重すること。
- ④活動前後の集団での飲食は控え、活動終了後は速やかに帰宅するよう徹底する。
- ⑤身体の接触を伴う活動や大きな声を伴う活動は極力避ける。

#### 【お問い合わせ】

坂井市教育委員会 生涯学習スポーツ課  
電話 50-3162(直通)  
メール [gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp](mailto:gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp)  
坂井市スポーツ協会  
電話 68-0123(直通)